

「虜軍編成の單位が五十騎より成る虜なりしよりその軍を虜軍と呼びしならむ」との末段の論述に對しては、糾が糺にして虜の誤なりとの確證を得たるの後に於て、其の或は然らんことを想はんとす。

以上匆卒の間に稿を草し、推敲未だ足らず、學士の深遠なる研究に對して漫りに疑義を挾むもの、或は非禮の詬りを買ふなきかを恐る、深く咎むるなくして重ねて指示を吝まるなくんば幸なり。

(大正四年八月十二日稿。藝文第六年第九號)

## 二 「再び遼金時代の虜軍に就いて」を讀む

曩きに箭内學士の遼金時代の所謂虜軍に就いて論ぜらるゝや、余は當時之に對して抱きし疑義數項を擧げて、重ねて學士の示教を請ひたりしが、學士の斯學に忠なる史學雜誌第二十六編第十號に於て再び此の問題に就いて縷述せらるゝ所あり、一々余の質義に對して懇切なる説明を與へ、更に其の所論に於て前篇の上に數歩を進められしは、余の深く感謝する所なると共に、學界の爲に慶賀を禁ずる能はざる所なりとす。余は此の新たなる示教に接するを得て、曩日の疑惑を一部氷解するを得しと、また此の上更に學士を煩はすの禮に非るを思ひしとにより、篇中學士の反問を蒙りたるものあるにも係はらず、以後此の問題に關しては筆を斂めて論ずる所なかりしが、頃日史學會委員より特に書を寄せて卑見を徵せらるゝあり、乃ち再び稿を草して一は學士の反問に答へ、一は重ねて疑とする所を質して高教を仰がんとす。

學士はさきに余が擧げたる質義を分ちて八項となし、一々之に對する示教を與へ或は反問せられたれば、余も亦